
監 査 委 員 公 表

那監公表 第 10 号
平成 29 年 2 月 15 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	高 良 正 幸
同	糸 数 昌 洋

平成 28 年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

平成 28 年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成28年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について

福祉部

福祉政策課

(1) イラストレーション(著作物)使用料について(注意事項)

平成 26 年度バリアフリー改装補助事業における支援事業委託において、受託者が委託契約外で作成した啓発用チラシの原案を課で内容確認し、庁内印刷によりチラシの作成、配布、ホームページへの掲載を行い、引き続き平成 27 年度も利用していた。当該チラシに利用したイラストレーションは無料素材であることを当該受託者に口頭で確認していたが、使用許諾業務を委託されている事業者からの通知により、有料のイラストレーションが含まれていることが判明した。その結果、利用した日に遡って使用料 205,200 円(平成 26 年度分 91,800 円、同 27 年度分 113,400 円)を支払っている。

著作権法第 63 条第 2 項は「許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その著作物が利用できる」と規定している。

著作物の利用に当たっては、法令等を遵守し適正な事務処理を行われたい。

注意事項に関する措置

今後、事業の広報用チラシ等を作成する際にイラストを使用する場合は、本市において作成及び購入したイラスト集等を使用し、事業の受託者には、本市が指定したイラストを使用するよう指導するほか、受託者が提案したイラストについては、著作物の使用許諾及び使用料の有無を確認するとともに、著作物の無断使用という事態が再発しないよう徹底いたします。

(2) 寄附金の調定及び指定金融機関等への払込みについて(注意事項)

平成 27 年 6 月 1 日に寄附金(30,000 円)を受領したが、その後、現金を金庫に保管したまま失念し、同年 9 月 10 日付けで調定及び指定金融機関への払込みを行っている。また、同年 9 月 10 日付け受領した寄附金(500,000 円)については同月 17 日付けで調定及び指定金融機関への払込みを行っている。

那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、歳入を徴収しようとするときは直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨、また、同規則第 27 条第 1 項は、現金等を直接収納したときは、即日又は翌営業日までに指定金融機関等に払い込まなければならない旨、定めている。

現金の取扱いに当たっては、事故防止の観点から内部統制の強化を図り、会計規則を遵守し適正な事務処理を行われたい。

注意事項に関する措置

今後、寄附金等の現金を受領した際には、会計規則を遵守し、調定及び指定金融機関等への払込みを速やかに行えるよう、課内へ周知徹底を図ります。

障がい福祉課

業務委託契約書の委託料の訂正について（注意事項）

平成 27 年度（第 14 回）那覇市障がい者美術展事業において、当該事業の委託契約の締結後に契約金額の誤記入（2,455,000 円を 2,445,000 円と記入）に気づき、訂正印により同日付けで金額の訂正を行っている。

那覇市会計規則第 7 条第 3 項は「証拠書類の数字は、内訳を除くほか訂正することができない。」と定めている。

重要な証拠書類としての委託契約書の契約額の訂正については、当該会計規則を遵守し適切な事務処理を行われたい。

注意事項に関する措置

今後は、契約書作成において内容確認を慎重に行うとともに、事務処理に当たっては那覇市会計規則を再確認しながら適切に行ってまいります。

チャージゅう課

概算払いにおける精算事務の遅れについて（注意事項）

老人福祉研究部会出席の普通旅費の概算払いについて、用務終了後精算に要した日数が 26 日となっている。

那覇市会計規則第 62 条第 1 項は「概算払を受けた者は、用務を終了した日から 7 日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない。」と定めている。

概算払いの精算事務に当たっては、会計規則を遵守し適切な事務処理を行われたい。

注意事項に関する措置

当該注意事項については、用務終了後すみやかに精算処理の手続きを進めたが、必要書類の不備等により手続きに時間を要したために生じたものです。今後このような事態が生じないように、用務終了後 7 日以内に精算を行うよう周知徹底を図り、那覇市会計規則を遵守し、適切な事務の執行を行ってまいります。

健康部

特定健診課

資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

特定健診に係る会場使用料の支払いのため受領した前渡金について、精算事務が遅延しているもの（2 件）、うち 1 件は精算に要した日数が 40 日となっている。

資金前渡の精算について、那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 3 号は支払いが終了した日から 7 日以内に行う旨、定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、会計規則を遵守し適切な事務処理を行われたい。

注意事項に関する措置

資金前渡により受領した経費の支払いが完了した際には、速やかに精算を行

うよう課内会議にて、那覇市会計規則の周知徹底をしてまいりました。今後、同様の事務の遅れが生じないように、年間計画表をもとに資金前渡の日程及び、精算状況を担当者と監督者で互いに確認する作業をしっかりと行ってまいります。

こどもみらい部

こどもみらい課

(1) こいのぼり掲揚事業委託における随意契約について（注意事項）

こいのぼり掲揚事業は、児童福祉週間にちなみ「こどもの日」の行事の一環としてこいのぼり掲揚式を行う事業である。

事業実施に当たり、随意契約によることができる場合の限度額を規定した那覇市契約規則第20条第6号（限度額500,000円）を適用し、掲揚式の委託（496,800円）と懸垂幕製作・設置委託（43,200円）を、同一事業者と随意契約している。

今後は、密接に関連する委託については、地方自治法施行令第167条に基づく入札により競争性が確保されるよう契約方法を見直されたい。

注意事項に関する措置

今後は、地方自治法施行令第167条及び那覇市契約規則を遵守し、密接に関連する委託は同一委託とし、契約方法について見直しを行います。

(2) 認可外保育施設への専門講師派遣事業委託における契約期間の遡及について（注意事項）

認可外保育施設への専門講師派遣事業は、認可外保育施設の保育の資質向上を図るため、各施設へ保育の専門講師を派遣し研修を実施する事業である。

事業の委託に当たり、委託契約は平成27年9月11日付け締結しているが、契約期間を約5か月遡って同年4月3日からとしている。

地方自治法第234条第5項は、長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする旨規定している。当該遡及は、契約書第8条に規定する特別条項に基づくものであるが、契約が締結されていない期間は、委託事業者への履行の請求ができず、長期間遡及しての契約は不適切である。

事業の執行に当たっては、事業計画等について十分調整のうえ、当該法令を遵守し適切に事務処理を行われたい。

注意事項に関する措置

業務委託契約の契約日については、地方自治法第234条第5項の規定に留意し、適切に契約を締結します。

子育て応援課

母子及び父子家庭等医療費助成金の返還について（注意事項）

母子及び父子家庭等医療費助成事業について、医療費助成金の過払いがあり、

医療費助成金返還命令の決裁を受けないまま調定し、返還の納入通知書及び納付書を送付（対象者 6 人、総額 9,723 円）していた。

地方自治法施行令第 159 条に基づく当該助成金の返還に当たっては、那覇市事務決裁規程第 5 条第 1 項別表第 3 による課長の決裁を行うべきであった。また、返還に係る納入通知書には、同施行令第 154 条第 3 項に基づき所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入の請求の事由等、必要事項を明記すべきであった。

助成金の返還に当たっては、関係法令等に基づき適切な事務処理を行われたい。

注意事項に関する措置

助成金の返還事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事務の執行を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底を図りました。

今後、このようなことがないように、適切な事務処理に努めてまいります。

消防局

予防課

(1) 概算払いにおける精算事務の遅れについて（注意事項）

先進都市違反是正視察研修出席旅費について、用務終了日は平成 27 年 7 月 17 日、精算日は同年 8 月 27 日となっており、精算に要した日数が 41 日と遅延している。

那覇市会計規則第 62 条第 1 項は「概算払を受けた者は、用務を終了した日から 7 日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない。」と定めている。

概算払いの精算事務に当たっては、会計規則を遵守し適切な事務処理を行われたい。

注意事項に関する措置

概算払いに当たっては 7 日以内に精算を行うよう周知徹底を図りました。今後このような事態が生じないように、那覇市会計規則を遵守し適切な事務処理を行ってまいります。

(2) 特定屋外タンク貯蔵所完成検査前検査に係る審査委託契約について

（注意事項）

特定屋外タンク貯蔵所完成検査前検査に係る審査委託契約については、平成 27 年 10 月 1 日付け予備費充用を行っているが、契約は当該充用前の同年 9 月 29 日付け締結され、同日付けで支出負担行為が行なわれている。

地方自治法第 232 条の 3 は「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定めている。

契約その他の財務事務の執行に当たっては、関係法令を遵守し適切な事務処理を行われたい。

注意事項に関する措置

支出事務の執行に当たっては関係法令を遵守し、適切な事務の執行を行うよ

う、職員への注意喚起と周知徹底を図りました。

今後、このようなことがないように、適切な事務処理を行ってまいります。

指令情報課

高機能消防指令センター改修業務委託について（注意事項）

高機能消防指令センター改修業務委託は、現在運用中の高機能消防指令センターと消防救急デジタル無線設備を接続するための既設指令システム改修が作業内容であり、主にソフト面の改修である。

当該業務委託の仕様書の第9に定める完成検査に合格し、委託料は平成28年1月28日に支払われているものの、同仕様書の第14に定める受託者が提出することとされている完成図書2部の納品は、同年11月8日に行われている。

地方自治法第234条の2第1項は、契約の適正な履行を確保するため必要な検査をしなければならない旨定められている。

支払事務に当たっては、関連法令等を遵守し適正な事務処理を行われたい。

注意事項に関する措置

業務委託契約及び当該仕様書における作業及び提出物等の履行について、確実に検査を行い法令遵守の適正な事務処理を行ってまいります。